

(案)

## 覚 書

公益財団法人大阪府都市整備推進センター（以下、「貸貸人」という。）と●●●●（以下、「賃借人」という。）は、令和6年3月●日付で「新千里南町会館棟内店舗等定期建物賃貸借契約」（以下、「原契約」という。）を締結するにあたり、以下のとおり覚書を締結する。

1. 賃借人は、「原契約」締結後、同店舗及び店舗内に残存する内装設備（床・壁・天井、什器等を含む。）・電気設備等（以下「設備等」という。）について、維持管理するものとする。また、「原契約」締結後において設備等に瑕疵があった場合も賃借人の責任と費用をもって点検・補修等を実施することとする。なお、賃借人が「原契約」を期間満了又は、解約により退去する場合は、「原契約」の該当条項を遵守し、事前に貸貸人と協議の上、同店舗の設備等（什器・備品等を含む。）を撤去し、構造躯体状態（スケルトン状態）とする。
2. 賃借人は、「原契約」第1条(3)に表示した外壁を含め、賃貸借部分を越えて営業してはならない。ただし、当該賃貸借部分を越えて営業するときは賃借人からの事前の申請に基づき、貸貸人が認めた場合はこの限りではない。
3. 賃借人は、工事期間中や営業時間内において、音、におい、振動、及び看板、ワゴン等により、施設内の通行者や周辺店舗等に迷惑がかかることのないよう、万全の注意を払うとともに、支障や苦情等があったときは、自己の費用と責任において速やかに善処するものとする。
4. 本覚書は、当該「原契約」の契約締結時から適用するものとする。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、貸貸人と賃借人が記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和 6 年 3 月 日

住 所 大阪市中央区本町一丁目8番12号  
賃貸人 公益財団法人大阪府都市整備推進センター  
氏 名 理事長 下 村 良 希 印

住 所 ●●市●●町●●丁目●●番●●号  
賃借人  
氏 名 ●● ●● 印